

『第三の道』の思想的源流：
スチュアート・ホワイトと R. H. トーニーに着目して」

法政大学大学院
経済学研究科博士後期課程
藤田理雄

構成

1. はじめに—イギリス新労働党とスチュアート・ホワイト、そして R. H. トーニー
2. ホワイトにおける Economic Citizenship 概念
3. R. H. トーニーと倫理的社会主義思想
4. トーニーにおける資本主義批判と機能概念
5. 結論

1. はじめに—イギリス新労働党とスチュアート・ホワイト、そして R. H. トーニー

本報告では、20 世紀前半に社会主義思想家として、また労働党のブレインとして活躍した R. H. トーニーと、現代においてイギリス新労働党 (New Labour) と近い立場にある政治哲学者のスチュアート・ホワイト (Stuart White) の福祉思想を比較・検討する。

トーニーについては、戦後日本においてもイギリスにおいても、1960 年代までは経済史家としての側面に注目が集まりがちであり、経済思想家もしくは社会思想家としての側面はハロルド・ラスキや G. D. H. コール等の同時代の著名な社会主義思想家たちと比べればあまり着目されてこなかった。だが、1970 年代以降、イギリスにおいてロス・テリル (Ross Terrill) の研究に代表される、思想家としてのトーニーへの注目の高まりがみられた。また、実際の政治に対する思想の影響としても、コールのギルド社会主義やラスキの多元的国家論が現代の政治への影響力を失っていったのに対し、トーニーの思想は労働党内の右派左派を問わず、多くの政治家から参照され続けるものとなった。

1997 年から 2010 年にかけて政権を担ったイギリス新労働党のブレアやブラウンもまた、責任という原則の強調という思想の源泉をトーニーやラスキンの倫理的社会主義に求めた。新労働党による福祉改革の背景にあった、いわゆる「第三の道」の思想においては、福祉の権利に対応する労働の義務が市民としての義務 (Civic Responsibility) として強調された。ニュー・レイバーの理論的支柱であったギデنزにとっては、このような義務の強調とは、T. H. マーシャルの社会権概念に代表される旧来的な社会民主主義との決別であった。さらに、ニュー・レイバーに対するリベラル側からの批判者も、このような義務の強調は、社会民主主義における自由主義的な伝統に反するものとして扱った。

そのようななかで、オックスフォード大学の政治哲学者スチュアート・ホワイト (Stuart White) は互酬性と結びついた平等論を展開したが、彼は自身の議論を、既存の社会民主主義と異質のものではなく、むしろイギリスにおける社会民主主義の伝統の中にこそ見いだせるものであるとした。その際にホワイトが着目したのが、イギリス社会民主主義における「機能主義的な伝統」というものである。ホワイトは特にホブハウスやトーニーの著作における「機能 (function)」の概念に、互酬性に基づいて労働と福祉の結びつきを正当化する要素を見いだした。

ホワイトの指摘通り、ホブハウスやトーニーにおいては、機能は分配的正義を導くための一つの重要な概念として用いられた。たとえばホブハウスは、「経済的正義とは、しかるべき報酬をそれぞれの個人のみならず、有用なサービスの遂行に従事している社会的あるいは個人的な各機能にも与えることである」としている。トーニーにおいても、社会的機能 (Social Function) はその社会主義思想の中心概念の一つであり、「機能の付随しない権利」や「機能なき所有」はその名著『獲得社会 (Acquisitive Society)』の中心的な批判対象であった。

2. ホワイトにおける Economic Citizenship 概念

平等の条件を包含した互酬性原則を、ホワイトは「公正な互酬性 (Fair Reciprocity)」とした。この原則とは、「経済制度が生産的貢献の機会、および報酬という点に関して十分に公正である場合は、社会的生産物のうち多くの分け前を要求する市民は、引き換えにコミュニティに対し、彼らの能力に応じて、適当な生産的貢献を行なう義務を有する(White, 2003: 49)」というものである。ホワイトは、公正な互酬性原則としての正義こそが、経済的シチズンシップ (Economic Citizenship) を形づくるものであるとした。

ホワイトのいう、互酬性の原則を求める前提としての平等の条件は、①悲惨な貧困がないこと、②市場の安全保障、③内在的な価値のある仕事、④階級分化の最小化、⑤差別がないこと、である。

このような条件の下で、人びとが「生産的貢献」を行う義務を有するというのが、ホワイトのいう公正な互酬性の原則である。社会において十分に平等な初期条件が確保されたのならば、コミュニティが課す労働の義務を果たさずに福祉に頼ることは、他の市民を目的としてではなく、手段として扱うということになる。それは民主的に互いを尊重しあうという正義の要求に反する、というのがホワイトの論理だ。ホワイトは Van Donselaar (2009) に従い、そのような関係を「搾取」や「寄生」と呼ぶ。

ホワイトは、先に見た平等の条件の下で求められる義務としての労働を、Civic Labour と呼ぶ。それは「広いコミュニティにとって重要なサービスを提供する労働」であり、ホワイトはその Civic Labour に市場における賃金労働のみならず、ケア・ワークも付け加えた。

Civic Labour に含まれるものの第一は、市場における賃金労働（もしくは自営の労働）である。賃金労働が社会にとって生産的な活動であるとする理由は、それに対して支払う人がいるという理由による。もちろん、性売買や麻薬の取引、市場の失敗等、社会にとって生産的ではない市場の労働も例外的に存在するが、個別に法的措置をとるべき問題であって、それらはホワイトにおける Civic Labour の根本的な正統性の論理には影響しない。

それに対して、ホワイトにおいて純粋に市場の需要によって生まれたわけではない公的部門は直ちに Civic labour とは見なされない。公的部門において雇用されている労働は、ドゥオーキンの「仮想的保険市場」を踏まえ、民主的な参加と監視の体制によって決定されるメリット財／公共財の適切な供給範囲内において、Civic Labour とみなすことができるのだという。

ホワイトの Civic Labour には、第二にケア・ワークが含まれる。ホワイトは①子どもに対するケア、②高齢者に対するケアを順に検討する。まず、子どもに対するケアは、子どもが公共財的性格をもつという経済的な理由から正当化される。ホワイトにとっては、育児というケア・ワークも、子どもが公共財の適切な供給範囲内であるとみなされる限り、Civic Labour となるのだ。

対して高齢者に対するケアは、公共財的性格をもつ子どもと異なり、メリット財の性格をもつとホワイトは論じる。ホワイトによれば、このメリット財の供給が Civic Labour とみなされるのもまた、「仮想的保険市場」の論理によるものだという。

3. R. H. トーニーと倫理的社会主義思想

トーニーの思想は、「キリスト教社会主義」や「倫理的社會主義」として形容される。Dennis and Halsey (1988)がトーニーを現代における傑出した倫理的社會主義者としてあげているように、トーニーの社會主義思想は強固なモラリズムによって貫かれていた。トーニーは、同じくキリスト教への信仰から古典派経済学とは異なる厚生概念を導き出したラスキンや、ラスキンの厚生概念を引き継いだホブソンから強く影響を受けており、後述する「機能」も、富や所有の正当性を問うための規範的な概念として扱われた。トーニーは、当時のイギリスの資本主義経済における産業のあり方や分配構造によって、人びとの道徳的な発展が阻害されてしまうということ批判の対象とした。思想家トーニーの代表作である『獲得社会 (Acquisitive Society)』(1921年)や『平等論 (Equality)』(1931年初版)においても、それは明確に打ち出されている。

トーニーにとっては、社會主義とは経済をいかに運営するかという体制を指す言葉ではなく、人間同士の正しい関係性をもたらす社会の構想であった。資本主義が批判されるべきなのは、特権的地位にある人間が別の人間を目的ではなく手段として扱うということがまかり通っているからであるというのが、キリスト教の道徳観に基づいたトーニーの信念で

あり、これにより、ウェッブ夫妻とは異なる社会主義の構想が現れたのである。

トーニーの思想においては、経済の手段と目的が明確に分けられており、その目的は非常に道徳的なものであった。トーニーにとって「産業問題は道徳問題」であり、ホワイトが着目した「機能」の概念も、このような道徳的な目的に資するための経済という思想の中心に位置づけられるものであった。トーニーの「機能」概念は、数学や生物学における機能のように、記述的な概念ではない。それは極めて規範的な概念であり、「社会的な目的という理念を包含し、体現する活動(Tawney, 1921: 9)」と定義される。産業や所有、経済活動は共通善の感覚にしたがった社会的目的に対して、物質的な条件を整えるための機能として扱われるべきものであった。この機能概念は、前節でみたホワイトにおける Civic Labour の定義と一見重なるように思われる。

だが、トーニーが機能という概念を用いて批判の対象としたものが何であるかを見ていけば、ホワイトの **Economic Citizenship** という体系のなかに継承されなかったものが明らかとなる。トーニーが『獲得社会』において機能の概念を用いて批判したのは、20 世紀初頭のイギリス資本主義における所有と産業の制度全体である。

4. トーニーにおける資本主義批判と機能概念

機能はトーニーの資本主義批判の中心概念の一つであった。この機能概念は労働とどのように結びつけられているのであろうか。ホワイトが労働の義務と福祉の権利との結びつきを擁護する思想の伝統の中にトーニーを位置付けたように、社会的な目的を体現する活動と定義された機能は、市場における労働と同義なのだろうか。「機能なき所有」が蔓延する資本主義へのトーニーの批判は以下のように要約できる。

所有が絶対的な権利として認識された資本主義においては、産業が社会の共通善に奉仕するという機能を伴った「機能社会 (Functional Society)」ではなく、富の蓄積そのものが目的となる「獲得社会 (Acquisitive Society)」をもたらした。このような獲得社会においては、物質的な生産という、本来ならば共通善という目的のための手段として産業のもつ機能が、それ自体目的となってしまう「産業主義 (Industrialism)」がはびこってしまう。ここでは「労働するが、富を蓄積しない者は、幸運によって富を蓄積できた少数の者と比べ、俗悪で卑小な、取るに足らない者」と考えられてしまう一方で、「あふれ返っていたり、そもそもまったく生産されない方がましな物」が生産されてしまう。そのような物を生産するために雇われている人々は、それらが生産されない方がましだと分かっているがゆえに、またそれらを生産するということが彼ら自身の人生が浪費されていると分かっているがゆえに、幸福感や自尊心を保つことが出来ない。そして、そのような物の生産に人びとの時間が無駄遣いされているがゆえに、「人びとが待ち望んでいるが、なされないままで放置されている重要な仕事」が生れてしまうのである。

このように、トーニーは決して資本主義経済における賃金労働を無批判に機能を果たすものとして受け入れてはいなかった。むしろ、資本主義経済下の産業において人びとの労働が機能を果たすことができないというのが批判の内容であった。それは、産業が共通善のための社会的機能から逸脱することによるものであり、それをもたらす根本的な道徳性として、機能なき所有が称揚される時代精神が批判の対象となった。従って、ここで批判される機能なき所有の中心に位置するものは、デニスとホールジーが指摘するように、「社会的機能を担うことなく、しかも富裕な資産家」であって、労働の義務を果たさない／果たせない貧困層ではない。そのような富裕層が自身の富をさらに蓄積するために、社会的には何の機能も果たさないようなものの生産を別の人間に行わせる。社会のために行う「人間の労働が資本を雇用する」のではなく、手段であるはずの「資本が労働を雇用する」という逆転によって、人間は目的ではなく単なる手段に過ぎない「人手」と化し、職業（profession）の感覚を形成することができない。

トーニーは、機能に基づいた新しい産業の秩序を構想した。その中で人びとは職業倫理に基づいた規律と責任を負い、共通善への奉仕を目的に共に働くというアソシエーションにおいて「協同の精神（esprit de corps）」を養うというものである。トーニーにおける自由とは、「野生のロバの孤独な自由」ではなく、このような協同において「互いに奉仕し合う仲間（fellow-servants）」であるときにこそ、最も完全に表現されるものであった。

このように、トーニーにおける機能は、目的や奉仕という概念と密接に結び付くことで、それ自体がコミュニティにとって意味のある活動という、産業や労働のレゾン・デートルを規定する概念であった。産業や経済活動が適切に機能として捉えられ、それが社会的目的のために統制されるならば、そのなかで人びとは職業精神を育むことができる。そして、そのような協同的状况においてこそ、自由は平等と両立するものであり、その橋渡しをするのが機能という概念であったのだ。

5. 結論

ホワイトの *Economic Citizenship* における *Civic Labour* はトーニーの「機能」概念と一見同様の定義を与えられている。

だが、トーニーにおいては「機能」に基づく分配とは、ある時点における公正な社会の条件というよりも、個人が自身の能力を十全に開花させ、豊かな道徳をはぐくむことが出来る社会の条件として強調された。そしてそのような機能が付随しない富の獲得が経済の目的と化すことにより、人びとの労働を含めた産業全体が機能を果たすことができなくなってしまうというのがトーニーの批判であった。これはオックスフォード理想主義の有機的な社会観に基づくものであり、そもそも原子論的な個人観とは相容れないものである。

にもかかわらずホワイトにおいては、トーニーの機能概念と同様の定義のもとに、水平な

社会における個人の間の互酬性の原則を貫徹する **Civic Labour** が理論づけられた。ホワイトはホブソンやホブハウス、トーニーの思想とロールズ以降の政治哲学の思想を接続するという狙いのもと、有機的な社会観に基づくトーニーの機能概念を原子論的な個人観を前提とする言語に置き換えて表わしたのだ。

このような記述法によって互酬性を理論づけることにより、トーニーが具体的な協同のなかに見出したヒューマン・フェロウシップの原則は仮想空間における個人同士の損得関係へと矮小化される。さらに言えば、社会における個人同士の互酬性という理論をそのまま個人と国家との福祉契約と結びつけて論じるのも、そのような人間同士の関係性における正義の矮小化へとつながっているといえる。ホワイトは、十分に平等な社会を前提とすることによって経済における互酬性という規範を原子論的に記述することを可能にしたが、ここでは互酬性というコミュニタリアン的な概念が、コミュニティの背景を捨象されて語られるという矛盾が生じているのである。

そのような原子論的な記述を排したトーニーの「機能」は、「共通善」や「社会的目的」という、それ自体曖昧で恣意性をはらむ概念と結びついていた。トーニー自身、時には共通善のためにイギリスの戦争を擁護することさえあり、ステファン・コリーニはトーニーの機能概念が潜在的に権威主義的な強制の要素をはらんでいると指摘する。ジム・トムリンソンはトーニーの機能概念がより広い経済的な「機能性」を無視することによって、機能概念を道徳問題に矮小化し、株式会社等の出現を経済的機会の拡大として捉えることができなかつたと批判する。だが、デニスらも指摘するように、トーニーは決して経済的効率性や物質的条件の重要性を無視したわけではなかった。トーニーは社会をもっぱら経済的効率性や物質的条件によってのみ記述することを批判し、それらの手段が「社会を構成する個々の人間の尊厳や高尚さを育成するように」使用されることを文明の目的とした。したがってトーニーにおける機能は、むしろ、経済的機能性に矮小化された社会における産業や経済の目的を、より大きな意味合いで捉えなおすという試みであろう。そして、コリーニが指摘するような権威主義との潜在的なつながりも、トーニーの機能概念が、そのような人間の全体性に関わった富や所有の正当化を目指すものであることによる。

だが、そのような人間の全体性を捨象し、原子論的な個人同士のモデルにおける損得関係によって互酬性を定義することを規範理論は目指すべきなのだろうか。トーニーの社会思想を振り返ることは、この点において大きな問いを現代に投げ返すことにつながるであろう。

※注釈および参考文献リストは当日配布資料に記載します。